

1 9 売買参加者承認取扱要領

この要領は、奈良県中央卸売市場（以下「市場」という。）において、奈良県中央卸売市場条例（昭和 52 年 4 月奈良県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 27 条に基づく売買参加者の承認に関して必要な事項を定めるものとする。

1 業務形態について

売買参加者の業務形態については、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 一定の店舗を有し、市場の取扱品目の部類に属する物品を直接消費者に販売する小売業者（消費生活協同組合を含む。）
- (2) 一定の加工場を有し、市場の取扱品目の部類に属する物品を原料として、加工品を製造して販売する加工業者で次のいずれかに該当するもの
 - ア 食品衛生法に基づく加工食品を製造する業者
 - イ 農林物資の規格化等に関する法律に基づく加工食品を製造する業者
- (3) その他知事が特に必要があると認める者

2 申請できる者

売買参加者は、次の各号のいずれにも該当しなければ申請することができない。

- (1) 満 20 歳以上の者（法人の場合は、当該法人のため常時売買に参加する者がこれに該当すること。）であって、卸売市場の卸売業者から卸売を受ける物品を取り扱う業務については、継続して 3 年以上の経験年数を有し、かつ、現にその業務に従事している者
- (2) 県内に店舗等の事業所を有する者で市場の取扱物品の供給を受けなければ需要を満たすことができないもの
- (3) 市場での取引に係る代金決済を的確に履行できると認められる者
- (4) 市場での売買取引に係る代金決済等に関する制度に加入し、必要な支払保証金を預託することができる資力信用を有すると認められる者
- (5) 事業資金を原則として 100 万円以上有している者
- (6) 市場における通常取引単位により継続して売買取引に参加できる者
- (7) 物品を取り扱うのに必要な行政庁の許可を受け、又は届出を行っている者

3 取引能力要件

新規に承認を受けようとする売買参加者は、市場から買い入れる額が原則として 900 万円以上となる取引能力を有する者でなければならない。

また、新規に承認を受けた売買参加者は、承認を受けた日から 1 年後に事業報告書（要領第 10 号様式）を奈良県中央卸売市場場長に報告しなければならない。

4 遵守条件

売買参加者は、関係法令、条例及び奈良県中央卸売市場条例施行規則（昭和 52 年 4 月奈良県規則第 2 号。以下「規則」という。）を遵守しなければならない。

また、市場取引の適正かつ健全な運営及び市場秩序を確保するため、開設者が特に必要と認めたときは、その指示に従わなければならない。

5 承認について

知事は、売買参加者の承認については、市場における取引の適正かつ健全な運営に資するために、卸売業者又は仲卸業者の意見を聴くことができる。

6 承認の取消し

知事は、承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

- (1) 1又は2に該当しなくなったとき
- (2) 条例第29条の規定に該当することになったとき
- (3) 申請時に提出した書類に虚偽の記載があったとき
- (4) 売買参加者の承認を受けたときに提出する誓約書に違反したとき

7 申請書類

申請をしようとする者は、規則第31条に規定している売買参加者承認申請書（規則第18号様式）に、別紙1に掲げる関係書類を添えて申請する。

8 その他

条例第27条第1項の承認の有効期間満了後も引き続き卸売業者から卸売を受けようとするときは、事前に承認の更新手続きをしなければならない。

附 則

この要領は、平成17年5月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成24年5月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別紙1

売買参加者承認申請添付書類

区分	法人で申請する場合	要領様式	個人で申請する場合	要領様式
1	定款			
2	登記事項証明書			
3	業務を執行する役員及び当該法人のため常時売買に参加する者の住民票の写し及び市区町村長が発行する身分証明書		申請者の住民票の写し及び市区町村長が発行する身分証明書	
4	業務を執行する役員及び当該法人のため常時売買に参加する者の履歴書	第2号様式	申請者の履歴書	第2号様式
5	事業に関して必要な行政庁の許可書又は届出の証明書		事業に関して必要な行政庁の許可書又は届出の証明書	
6	法人事業税納税証明書 (直前1年間のもの)		申請者の事業税納税証明書 (直前1年間のもの)	
7	売買参加後1年間における事業計画書	第3号様式	売買参加後1年間における事業計画書	第3号様式
8	申請者が奈良県中央卸売市場条例第27条第4項第2号、第6号及び7号に該当しないことを誓約する書面	第4号様式	申請者が奈良県中央卸売市場条例第27条第4項第2号、第3号及び第5号から第7号までに該当しないことを誓約する書面	第5号様式
9	役員が奈良県中央卸売市場条例第27条第4項第5号に該当しないことを誓約する書面	第6号様式		
10	業務を執行する役員及び当該法人のため常時売買に参加する者が奈良県中央卸売市場条例第27条第4項第2号及び第3号に該当しないことを誓約する書面	第7号様式		
11			申請者の資産調書	第8号様式
12	最近1年間の決算報告書(税務申告書に基づくもの)及び営業実績書	第9号様式	営業実績書(税務申告書に基づくもの)	第9号様式
13	当該法人のため常時売買に参加する者の写真2枚 (3.5cm×2.5cm)		申請者の写真2枚 (3.5cm×2.5cm)	
14	その他知事が必要と認める書類		その他知事が必要と認める書類	
15	事業報告書 (承認経過1年後)	第10号様式	事業報告書 (承認経過1年後)	第10号様式

履 歴 書

氏 名

生年月日

年 月 日 (満 才)

本 籍

現 住 所

最終学歴

年 月

卒 業

職 歴

年 月	就 職 先	役 職 名	主たる職務内容

賞 罰

以上のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

印

事業計画書

年 月 日
 商 号
 氏名又は名称
 法人にあっては
 代表者の氏名
 印

1 営業方針

2 事業計画

事 項		承認後1年間の計画等		
1 小売店等	所在地			
	商 号			
	面 積	店舗又は作業所		m ²
2	資 本 金			千円
3	役 員 数			人
4	従 業 員 数	人うち家族従業員数		人
5	売 上 金 額			千円
〔内訳〕	野 菜		冷凍水産物	
	果 実		加工水産物	
	鮮魚介類		そ の 他	
6	売 上 利 益			千円
7	営 業 費 用			千円
	(内 訳)	人件費	千円	その他 千円
8	純 利 益			千円
9	運搬車両器具	トラック	台	・軽自動車 台
	備 考			

* 1の欄に記入した場所での売上金額・経費等を記入すること

誓 約 書

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者

住 所

氏 名

印

奈良県中央卸売市場売買参加者承認申請をするに当たって、下記事項に該当しないことを誓約します。

記

- 1 中央卸売市場の売買参加者の承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過していない者であること。（奈良県中央卸売市場条例第27条第4項第2号）
- 2 申請者が暴力団員等とその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用していること。（奈良県中央卸売市場条例第27条第4項第6号）
- 3 暴力団員等が申請者の事業活動を支配していると認められること。（奈良県中央卸売市場条例第27条第4項第7号）

奈良県中央卸売市場条例

（売買参加者の承認）

第27条

4 知事は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の承認をするものとする。

一 略

二 申請者が中央卸売市場の売買参加者の承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。

三～五 略

六 申請者が暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

七 暴力団員等が申請者の事業活動を支配していると認められるとき。

八 略

誓 約 書

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者

住 所

氏 名

印

奈良県中央卸売市場売買参加者承認申請をするに当たって、下記事項に該当しないことを誓約します。

記

- 1 中央卸売市場の売買参加者の承認の取消しを受け、その取消の日から起算して1年を経過していない者であること。（奈良県中央卸売市場条例第27条第4項第2号）
- 2 申請に係る取扱品目の部類に属する市場の卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であること。（奈良県中央卸売市場条例第27条第4項第3号）
- 3 申請者（申請者が法人である場合にあっては、その役員）が暴力団員等であること。（奈良県中央卸売市場条例第27条第4項第5号）
- 4 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用していること。（奈良県中央卸売市場条例第27条第4項第6号）
- 5 暴力団員等が申請者の事業活動を支配していると認められること。（奈良県中央卸売市場条例第27条第4項第7号）

奈良県中央卸売市場条例

（売買参加者の承認）

第27条

- 4 知事は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の承認をするものとする。
 - 一 略
 - 二 申請者が中央卸売市場の売買参加者の承認の取消しを受け、その取消の日から起算して1年を経過しない者であるとき。
 - 三 申請者が当該申請に係る取扱品目の部類に属する市場の卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。
 - 四 略
 - 五 申請者（申請者が法人である場合にあっては、その役員）が暴力団員等であるとき。
 - 六 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
 - 七 暴力団員等が申請者の事業活動を支配していると認められるとき。
 - 八 略

誓 約 書

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者

住 所

氏 名 印

奈良県中央卸売市場売買参加者承認申請をするに当たって、下記事項に該当しないことを誓約します。

記

役員が暴力団員等であること。

(奈良県中央卸売市場条例第 27 条第 4 項第 5 号)

奈良県中央卸売市場条例

(売買参加者の承認)

第27条

4 知事は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の承認をするものとする。

一～四 略

五 申請者(申請者が法人である場合にあつては、その役員)が暴力団員等であるとき。

六～八 略

誓 約 書

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者

住 所

氏 名

印

奈良県中央卸売市場売買参加者承認申請をするに当たって、業務を執行する役員及び当該法人のために常時売買に参加する者が下記に該当しないことを誓約します。

記

- 1 中央卸売市場の売買参加者の承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過していない者（奈良県中央卸売市場条例第27条第4項第2号）
- 2 申請に係る取扱品目の部類に属する市場の卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人（奈良県中央卸売市場条例第27条第4項第3号）

奈良県中央卸売市場条例

（売買参加者の承認）

第27条

- 4 知事は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の承認をするものとする。
 - 一 略
 - 二 申請者が中央卸売市場の売買参加者の承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。
 - 三 申請者が当該申請に係る取扱品目の部類に属する市場の卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。
 - 四～八 略

資 産 調 書

資 産		負 債	
科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
土 地		借 入 金	
建 物		買 掛 金	
造 作 什 器			
預 金			
有 価 証 券			
売 掛 金			
合 計		合 計	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

住 所

氏 名

印

資産調書の明細

1 土地建物の明細

所 在 地	地目又は用途	面積 (㎡)	評 価 額 (円)

(注) 区市町村発行の固定資産評価額証明を添付して下さい。

2 預金の明細

預け入れ金融機関の名称	預 金 の 種 類	預け入れ額 (円)	備 考

(注) 金融機関が発行する残高証明書を添付してください。

3 有価証券の明細

有価証券の種類	数 量	額 面 価 格	時 価	備 考

営 業 実 績 書

商 号
氏名又は名称
法人にあっては
代表者の氏名

印

年 月 日 ~ 年 月 日

区 分	取 扱 実 績		
品 目	仕 入 金 額	売 上 金 額	
野 菜	() 千円	千円	売上利益 ③ ②-① _____ 千円
果 実	()		
鮮魚介類	()		営業費用 ④ ⑤+⑥ _____ 千円
冷凍水産物	()		
加工水産物	()		内訳 人件費 ⑤ _____ 千円 その他 ⑥ _____ 千円
そ の 他	()		
合 計	() ①	②	純利益 ⑦ ③-④ _____ 千円

() 内は奈良県中央卸売市場での取扱実績

事業報告書

年 月 日

奈良県中央卸売市場場長 殿

住 所
商 号
氏名又は名称
法人にあっては
代表者の氏名

印

売買参加者の事業報告を下記のとおり報告します。

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

科 目	金 目	額
I 【営業損益】		
1 (純売上高)		
商品売上	_____	
売上値引返品	_____	
	_____	_____
2 (売上原価)		
期首棚卸高	_____	
商品仕入	_____	
	* (_____)	
期末棚卸高	_____	
売上総利益		① _____
3 販売費及び一般管理費		
給与手当等	_____	
福利厚生費	_____	
賃貸・保険料	_____	
光熱・通信費	_____	
車輛・燃料費	_____	
公租公課	_____	
減価償却費	_____	
その他雑費	_____	
営業利益	①-②	② _____ ③ _____
II 【営業外損益】		
1 営業外収益		④ _____
2 営業外費用	_____	⑤ _____
営業利益	③+④-⑤	⑥ _____

(注) () の商品仕入欄には、奈良県中央卸売市場からの仕入額を再掲すること

